

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	島根県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/mynumber/

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立の高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1の第6の項 県立の高等学校の単位制による課程の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	島根県立高等学校県単就学支援金交付要綱第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、島根県立高等学校の単位制による課程の生徒に対する授業料相当額の支援(単位制による課程以外の課程の在学者との均衡上必要となる支援に限る。)について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)及び島根県公立高等学校学び直し支援金交付要綱(平成26年8月14日付け島教企第456号)第3条に規定する学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 県単就学支援金は、次条の要件を満たす者に対して、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		島根県立高等学校県単就学支援金交付要綱 高等学校等就学支援金の支給に関する法律